

質問第四三号

岸田政権における安保法制等に関する憲法解釈の継承に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

令和三年十月十四日

小西洋之

参議院議長 山東昭子 殿



岸田政権における安保法制等に関する憲法解釈の継承に関する質問主意書

一 岸田政権においては、平成二十六年七月一日の閣議決定及び安保法制に関して安倍政権が国会に対して答弁等により示した憲法解釈について変更しているもの、あるいは維持すべきではないと考えているものがあるか。これら変更しているもの又は維持すべきではないと考えているものがある場合は、その内容を具体的に示されたい。

二 岸田政権においては、平成二十六年七月一日の閣議決定及び安保法制は憲法に違反するものではないという見解にあるか。憲法に違反するところがあると考える場合は、その内容を具体的に示されたい。

右質問する。